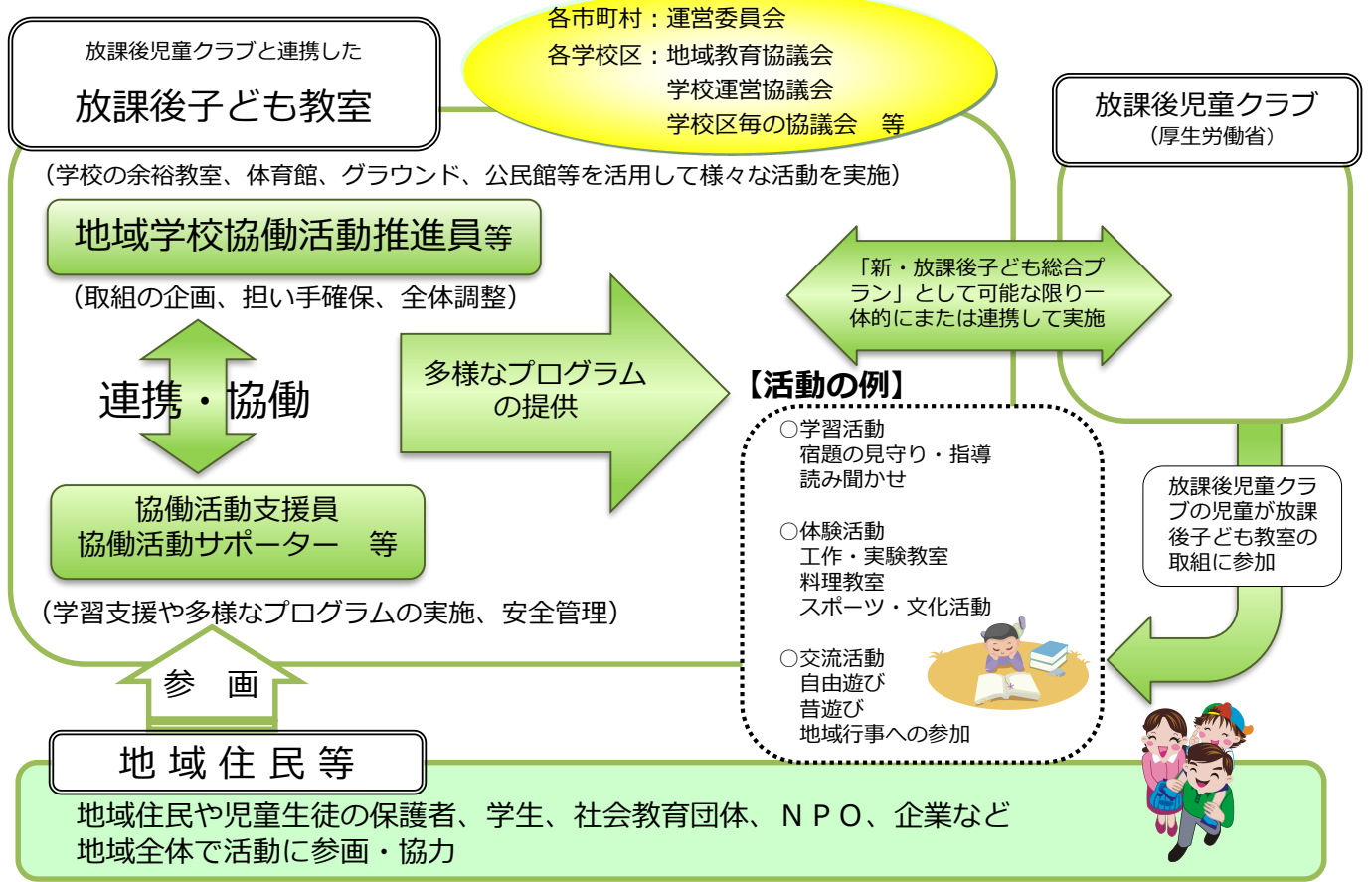


放課後子ども教室等

放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する取組。



「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の一体型のイメージ

→同一または隣接の施設内で両事業を実施し、児童クラブの子どもを含むすべての子どもが放課後子ども教室の活動(プログラム)に参加できる。

〇〇小学校 放課後児童クラブ (月～土)		
月	15:30～18:30	学校敷地内 専用施設
火		
水		
木		
金	8:30～18:30	クラブの子どもも参加
土		
日	実施無し	クラブの子どもも参加

〇〇小学校 放課後子ども教室 (週1～2回)		
月	実施無し	(毎週水曜日) 余裕教室で学習支援
火	実施無し	
水	15:30～17:00	余裕教室
木	実施無し	
金	実施無し	(月1度) 公民館で昔遊び体験
土	10:00～12:00	公民館
日	実施無し	

～放課後子ども教室と放課後児童クラブの違い～ ※あくまで一例です。各市町村、地域の実情やニーズ、またはそれぞれの放課後子ども教室・放課後児童クラブで異なります。

	放課後子ども教室	放課後児童クラブ
法的根拠	社会教育法第5条第2項	児童福祉法第6条の3第2項
対象児童	地域の子ども全般	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生
実施場所	学校の余裕教室等(校庭、体育館も含む)、公民館、児童館、その他社会教育施設等	専用施設、小学校の余裕教室、児童館、その他公的施設等
利用料等	無料(ただし、保険料や教材費は別途自己負担の場合あり)	原則有料(県内では無償化している市町村あり)
スタッフ	地域学校協働活動推進員等、協働活動支援員、協働活動サポーター、特別支援・共生社会サポーター等	放課後児童支援員2名配置(うち1名は補助員可)
実施日数・時間	原則、年間200日以下、平日4時間以内、休業日8時間以内を標準とする	年間250日以上、平日3時間以上、休業日8時間以上